

カムイワッカ部会 設置要綱

（目的）

第1条 知床エコツーリズム戦略の基本原則に従い、カムイワッカ地区の利用における諸課題を整理し、利用のあり方、管理計画、利用ルール等を検討・調整・策定することを目的として、知床自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議の個別部会として「カムイワッカ部会」（以下「部会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。なお、利用ルール等の決定事項は、「知床国立公園カムイワッカ地区利用適正化対策協議会」に通知し、適正利用を促進する。

- （1）幌別以奥の自動車利用適正化対策
- （2）カムイワッカ湯の滝の利用
- （3）カムイワッカ～硫黄山登山口の道路利用
- （4）その他目的達成に必要な活動

（構成）

第3条 部会は、別紙に掲げる構成団体・機関をもって構成する。

（役員）

第4条 部会に次の役員をおく。

- （1）会長 1名

（役員を選出等）

第5条 役員は、構成団体・機関の中から互選する。

- 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（職務）

第6条 会長は部会を代表し、会務を統括する。また、会議開催にあたり必要な事務を行う。

（運営）

第7条 部会は、会長が召集し、会長又は会長の指名する者が会議の議事進行を務める。

- 2 部会は、必要に応じ、構成団体・機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第8条 部会の事務局は、環境省釧路自然環境事務所、北海道森林管理局、北海道オホーツク総合振興局（網走建設管理部、保健環境部）、斜里町（商工観光課、環境課）によって構成する。

(情報公開)

第 9 条 部会は原則として公開で開催し、会議資料、議事概要等もインターネットにより公開する。ただし、希少な野生動植物種の保護その他の理由によりやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(改正)

第 10 条 この設置要綱は、構成団体・機関の発議により、部会での合意を得て改正することができる。

附則

この設置要綱は、2019 年（令和元年）12 月 16 日から施行する。

2021 年（令和 3 年）12 月 24 日 一部改正

2022 年（令和 4 年） 3 月 11 日 一部改正

(別紙)

カムイワッカ部会 構成団体・機関一覧

一般財団法人 自然公園財団知床支部	
公益財団法人 知床財団	
知床自然保護協会	
斜里山岳会	
羅臼山岳会	
株式会社斜里ハイヤー	
北見地区バス協会	
斜里バス株式会社	
NPO 知床斜里町観光協会	
知床温泉旅館協同組合	
知床民宿協会	
ウトロ自治会	
株式会社ユートピア知床	
知床ガイド協議会	
斜里町	環境課
	商工観光課
北海道オホーツク総合振興局	網走建設管理部
	保健環境部
北海道警察	北見方面本部
	斜里警察署
北海道開発局網走開発建設部	
北海道運輸局北見運輸支局	
環境省釧路自然環境事務所	
北海道森林管理局	